



RIETI Policy Discussion Paper Series 04-P-006

食品の安全性と貿易について考える

山下一仁
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

食品の安全性と貿易について考える

山下 一仁

要旨

BSE の発生後、国民・消費者の食品の安全性に対する関心は高まっている。WTO・SPS 協定は食品や動植物の検疫措置が国際貿易を意図的に制限する目的で運用されないようにすること等をねらいとしている。EU は外国製品の安全性・有害性を十分判定できない場合、健康等への被害を立証する科学的根拠が不十分でも暫定的な措置をとることができるとする予防原則を主張している。しかし、SPS 協定は関連国際機関などからの入手可能な適切な情報に基づくこと等を要求しており、予防原則の適用は限定されている。このように、輸出の利益が環境や消費（食品安全）ひいては生命・健康といった利益に優先している場合がみられる。また、安全性の観点からある食品の流通を認めるかどうかということとどのような表示を要求するかは別の問題である。これから、アメリカ産牛肉の輸入禁止問題への解答が出てくる。

キーワード：BSE、SPS 協定、予防原則、遺伝子組替食品、原産国表示、アメリカ産牛肉の輸入禁止問題

1. 消費者主権の復活

2001年のBSEの発生後、国民・消費者の食品の安全性に対する関心は高まっている。BSEのみならず、ホルモン牛肉の輸入をめぐるアメリカ・EU間の紛争、遺伝子組換え食品の開発・流通、食用に向けられない遺伝子組換えとうもろこしが食用とうもろこしに混入したスターリンク事件、食肉の原産地偽装等食品の不正表示の表面化、無登録農薬の販売・使用等が相次ぎ、国民の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる。「BSE問題に関する調査検討委員会」は食品安全行政の問題点として、生産者優先、消費者保護軽視の行政、危機意識の欠如と危機管理体制の欠落を指摘した。政府は「リスク分析」という手法を導入し、食品の摂取により国民の健康にどのような危害がどのような確率で発生するのかを科学的に評価し（リスク評価）、それを踏まえてリスクを許容できる水準以下にするためにどのような政策・措置を採るかを決定する（リスク管理）とともに、以上の全ての過程で消費者、生産者、行政、研究者等の間で積極的に情報や意見を交換することによって合意形成を図る（リスク・コミュニケーション）こととした。これらの機能は従来厚生労働省、農林水産省が行ってきたわけであるが、これら省庁から食品のリスク評価を分離独立させ、リスク評価、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省）への勧告と監視、リスク情報の一元的収集等を任務とする食品安全委員会を内閣府の下に設置する食品安全基本法が制定された。また、リスク管理を担当する農林水産省内部においても60年間存続した食糧庁を廃止することにより、新たに消費・安全局を設置し、農林水産業・食品産業の振興を目的とした部局からリスク管理部門を独立させた。食品の不正表示、農薬問題についてはJAS法、農業取締法の改正による罰則の強化等の措置が採られた。さらに、消費者が安心して購入できるように、食品の生産・流通の履歴を明らかにできるトレーサビリティ（生産履歴）・システムの導入が提案されており、特に、牛肉については、牛肉の生産から消費に至るまでの各過程で個体番号により個体情報が記録伝達されるようにするための法律が成立した。一連の食をめぐる混乱で明らかとなったのは消費者を無視した生産はありえないという経済の原理・原則ではなかったかと思われる。国民が健康な生活を送るためには、安全な食品を安定的に供給することが必要である。かつては外国の不作や禁輸等によって我が国への食料の安定供給に支障が生じるのではないかという問題が指摘されてきた。これに加えて、最近では外国でのBSEや鳥インフルエンザ等の疾病、許容限度を超える農薬の使用、安全性を確認されていない遺伝子組換え食品の食品への混入等によって、安全な食品が供給されなくなるのではないかという不安が生じている。

2. 世界の農業・食料生産一種子・遺伝子の集中

世界の農産物貿易は途上国が比較優位を持つのではなく、先進国が比較優位を持つ構造となっている。現在では、穀物、大豆について、先進国と中国、タイ、アルゼンティン、ブラジルを合わせた輸出量のシェアはほとんど100%近くになっており、工業化の遅れた途上国らしい途上国の輸出はごくわずかにすぎない。しかも、両者の差は年々拡大してきている。1960年代初め、先進国、途上国それぞれで需給は均衡し、余剰・不足は生じ

ていなかったが、1995年から97年には先進国は余剰穀物101百万トンを輸出し、途上国は不足111百万トンを輸入している。さらに、金額ベースでも、従来、途上国において農産物は重要な外貨獲得手段であったが、途上国の農産物貿易収支は1992年から赤字に転じており、途上国は農産物の純輸入国になっている。しかもアメリカを中心とした食料輸出国の寡占化が進行している。

生産物である農産物の供給が少数の生産国に集中したのみではない。世界の食料生産はごく限られた作物、生物種、そのなかでも特定のスーパー品種に集中・依存するようになった。世界的なモノカルチャー化の進展である。栽培植物7,000種のうち米、小麦、とうもろこし等わずか30の作物が世界のカロリー供給の9割を占めている。その作物のなかでも例えば米ならコシヒカリなど特定の品種に集中している。この結果多様な植物や品種の生産が行われなくなり、貴重な生物資源が失われ始めている。生物多様性の喪失である。これは農産物貿易の進展の結果でもある。国際的な農産物市場が確立されていくにつれ世界の作物生産も規格化、標準化、単一化していく。我が国国内でも全国市場の確立につれ、だいこん、リンゴなどについても同一品種のみが生産、流通されるようになっていく。

特に、種子産業によってハイブリッド技術や遺伝子組み替え技術が利用されるようになってから、その傾向は強まっている。種子を制するものは世界を制するといわれる。ハイブリッド技術とは雑種強勢という性質を利用した育種法であり、先進国ではとうもろこし生産の99%がこの種子を利用している。その効果は一代雑種（F1）に限定されるため、農家は毎年種子を購入しなければならない。農業の種子産業への依存である。さらに、遺伝子組み替えで有名なモンサント社は自社の除草剤ラウンドアップに耐性を持つ遺伝子組み替え作物を開発・販売している。こうなると農家は種子だけでなく農薬まで特定の企業に依存することになりかねない。2002年アメリカの大豆生産の75%、とうもろこしの34%、綿花の71%が遺伝子組み替え作物となっている。

これらの技術は農業生産力を大幅に向上させ、世界の食料安全保障に貢献するといわれているが、特定の品種への集中・依存は病気等の発生による飢饉を生じかねない。1840年代新大陸から導入された特定のジャガイモがモノカルチャー的に栽培された結果、アイルランドでは胴枯病の発生によりジャガイモは大凶作となり、人口は半減した。その後、この病気に抵抗力のある品種がアンデス、メキシコで発見された。抵抗力のある遺伝子の供給は在来種や野生種の遺伝子資源に依存してきたが、途上国ではモノカルチャー化等によりこれらの資源が急速に失われつつある。

また、利潤の極大化のため、生物の基本的特性を無視した工業的な育成、肥育方法の採用により、新たな病気が発生している。草食動物である牛に対する肉骨粉の投与によるBSEの発生、高密度飼育による鳥インフルエンザの集団発生等である。

3. 食品の安全性（SPS 協定）

ア. 予防原則と下方へのハーモナイゼーション

食品の安全性と貿易との関係について規定しているものがWTO（世界貿易機関）のSPS協定である。SPS協定は食品や動植物の検疫措置が国際貿易を意図的に制限する目的で運用されないようにすること、できる限り貿易障害とならないようにすることをねらいとしている。

検疫措置に関する国際的な基準等がある場合には加盟国の措置がそれに合致する時はガットおよびSPS協定との適合性が推定され（第3条2）、また、加盟国は自国の措置をできるだけ広範囲に調和させるために国際的な基準に基づくようにし（第3条1）、科学的に正当な理由がある場合には国際的な基準より高いレベルの保護の水準をもたらす措置を導入・維持できる（第3条3）。その国際的な基準として、食品添加物、残留農薬等の食品衛生については、FAO/WHO合同食品規格委員会（Codex(コーデックス)委員会）が作成したものとしている。関連する科学的証拠が不十分な場合、関連する国際機関等からの入手可能な情報に基づき暫定的に検疫措置をとることができる（第5条7）。

このようにSPS協定は国際的な基準と国内措置との調和を重視しているため、コーデックスの基準が重要性を増してきている。そもそもコーデックスの基準は勧告にすぎず加盟国が従うかどうか自由であるという任意の基準である。また、コーデックス基準は多数決で決められるものであり、票数の多い地域の関心が反映される場合があるなど科学的根拠があるかどうか疑問という意見がある。ホルモン剤のコーデックス基準は、賛成33カ国、反対29カ国、棄権7カ国という僅差の投票によって採択されている。賛成した国の多くは牛肉輸出国である。

しかし、WTOの紛争処理手続きで援用されれば、紛争処理手続きを経た決定は制裁措置や代償措置により強制力を有することとなるため、コーデックス基準は事実上法的拘束力のある規範に変質してしまうおそれがある。アメリカ・EU間のホルモン牛肉事件ではこのような判断をしたパネルに対し、上級委員会は国際基準に基づかない措置をとる加盟国の自治的権利をSPS協定は一定の要件のもとに保障していることを重視した。また、国際基準と異なる措置をとる国に举证責任があるとしたパネルに対し、上級委員会は最初の举证責任は提訴国にあり、SPS協定に合致していないという一応の証明(a prima facie)に成功した場合、反証の責任が国際基準と異なる措置をとる国に転換されると判断した。

コーデックスにおいては基準を策定する際に、消費者の関心、動物愛護、倫理、宗教、文化上の考慮等科学以外の“他の正当性のある要素”(other legitimate factors)を考慮すべきかどうか長年議論されてきているが、意見の対立により結論は出されていない。また、ウルグアイ・ラウンドでEUは消費者の関心を盛り込むよう主張したが、SPS協定には規定されていない。

しかも、関係国がWTO紛争処理手続きに訴えることができるのは、貿易の利益が損なわれた場合のみである。輸入食品により国民の健康が損なわれた場合でも、病害虫が侵入して動植物の健康が害された場合でも、食品や農産物の輸入国が訴える場はない。被害を受けた国が多額の費用をかけて自ら病気等の根絶を行うしかない。(日本の松喰虫の例がそ

うである) また被害者の民事上の救済はほとんど困難である。例えば外国産不良自動車による被害というケースではこれを製造したメーカーを特定できるが、多数の生産者が存在する農産物の場合、外国のどの生産者が加害者なのか特定することは困難だからである。それゆえに、事前の十分なチェックが必要となるのである。SPS 協定第5条3は、各自が検疫措置を採る際、経済的な要因として、病気の侵入等による損害、防除、撲滅の費用等を考慮するとしており、この規定の十分な活用が求められる。

食品の安全性への関心が高まる中で、EUは外国産品の安全性・有害性を十分判定できない場合、健康等への被害を立証する科学的根拠が不十分でも暫定的な措置をとることができるとする予防原則を主張している。この予防原則は食品に限られるものではない。リオ宣言第15原則は、「環境を保護するため、予防的なアプローチ(precautionary approach)は各国により、その能力に応じて広く適用されねばならない。重大(serious)な、又は不可逆的(irreversible)な被害(damage)のおそれがある場合には、科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」、気候変動枠組み条約第3条3項は「締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。」、カルタヘナ議定書第1条(目的)は「環境と開発についてのリオ宣言の原則15に含まれる予防的なアプローチに従って、この議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある、現代のバイオテクノロジーによるLMO(Living Modified Organisms:「改変された生物」(注) 遺伝子組換え食品を含む。)の安全な移送、取扱い及び利用の分野において、人間の健康へのリスクをも考慮に入れ、特に国境を越える移動に焦点をおいて、適当な程度の保護の確保に寄与することを目的とする。」とそれぞれ規定している。特に、カルタヘナ議定書(アメリカは不参加)は、予防的なアプローチとして、種子等直接環境に放出されるLMOの最初の輸入に際しては、輸出国がそのLMOに関する情報を輸入国に提供し、合意を得た後に初めて輸入が可能とする事前合意手続制を採用しており、SPS協定との抵触問題が生ずる可能性がある。

ホルモン牛肉のケースでは予防原則は国際慣習法で認められているとするEUとWTOでは認められていないとするアメリカが対立した。WTO上級委員会は予防原則が国際慣習法で認められているかどうかは上級委員会では判断できないとしたうえで、予防原則の考え方はSPS協定第5条7に反映されている範囲内のものであると判断した。その上でSPS協定と整合的であるためには、第5条7に規定する次の要件を満たす必要があるとした。

- (ア) 関連の科学的情報が不十分であること、
- (イ) 関連国際機関などからの入手可能な適切な情報に基づくこと、
- (ウ) 一層客観的な危険性評価(リスク・アセスメント)のために必要な追加情報を得る

努力を行っていること、

(エ) 適当な期間内 (reasonable period of time) に再検討すること。

問題はこの要件の妥当性である。

BSEを例にとってみよう。1996年3月、イギリス政府がBSEと人のクロイツフェルド・ヤコブ病との関連を公表した際、わが国も含め世界各国はイギリスからの牛肉輸入を禁止した。当時わが国は口蹄疫を理由にイギリスからの牛肉輸入を認めていなかったもので、それまでも牛肉は輸入されなかった。しかし、イギリスをアメリカと置き換えてみよう。アメリカは口蹄疫清浄国であり、アメリカからの牛肉輸入は自由であった。しかも、1996年3月以前はBSEとクロイツフェルド・ヤコブ病との関連があるとの情報は国際機関にもどの国にもなかった。このような段階で上記の要件に満たす措置（牛肉輸入の禁止）を導入することは困難であり、仮に日本がこのような措置を導入してもアメリカにWTOへ訴えられて敗訴したに違いない。

現在では牛の脳や脊髄などの危険部位とクロイツフェルド・ヤコブ病との関連は国際的に認められているが、牛肉との関連は認められていない。したがって、現在でもBSE発生源からの牛肉輸入の禁止はSPS協定上認められない可能性が高い。

さらに、1996年のイギリス政府の公表以前は牛の危険部位ですらクロイツフェルド・ヤコブ病との関連が認められていなかったのであるから、このような部位の輸入禁止はSPS協定に違反していたことになる。不確定でも危険性についての科学的情報があればよいが、研究中で危険性の有無がはっきりしない状況では輸入制限はできない。これでは消費者は危険であると科学的に証明されない限り、危険性が後日証明されても、それが証明されない間は食べ続けなければならないことになりかねない。

以上のような結果が生じるのは、現在の国際的なフレームワークでは、MAEやWHOはWTOのような強制力 (teeth) を持っていないため、輸出の利益が環境や消費（食品安全）ひいては生命・健康といった利益に優先しているからにほかならない。Teethを持つWTOは、貿易促進のため人間、動植物の健康に関する基準を低めることを要求する。これは下方へのハーモナイゼーション (downward harmonization) であるとしてアメリカのある有力なNGOは批判している。

イ. 遺伝子組換食品の表示問題

現在、遺伝子組換食品の表示問題がアメリカとEUの間で大きな紛争となっている。遺伝子組換食品の表示については、製品の組成や栄養価等が異なる場合のみ表示義務を課すアメリカ、これに加え、組替えられたDNAやたんぱく質が残存する場合も表示義務を課す日本、遺伝子組換食品全てに表示義務を課すEUの3つのタイプに分かれている。大豆製品を例にとると、日本では、組替えられたDNAやたんぱく質が残存する豆腐、納豆には表示義務が課されるが、残存しない醤油、食用油には表示義務が課されていない。遺伝子組換農産物の一大生産国であるアメリカはEUの表示規制は不当に貿易制限的であるとしている。特に、追跡可能 (traceability) とするため、生産、流通の各段階において事業者にて

タの伝達・保持を要求したことは、遺伝子組換食品の事業者に課題なコスト・負担を課すると非難している。

しかし、アメリカは新農業法によりアメリカ産牛肉かそうでないかの表示を要求しており、カナダ、メキシコからアメリカが EU の遺伝子組換食品表示規制に対して行っている非難とおなじ非難を浴びている。OECD は牛肉の原産地表示を流通の各段階で求めることは保管倉庫の区別等流通業者に膨大なコストを負担させるため、結果としてアメリカ産牛肉しか取り扱わないようになると分析している。(OECD [2003] “the OECD Agricultural Outlook” 89～90頁参照) アメリカのダブル・スタンダードである。

このような対立は遺伝子組換食品に対する国民感情に根ざしている。BSE の発生等により食品安全性への関心の高い EU では消費者サイドに立った厳しい規制を要求するのに対し、遺伝子組換農産物の普及したアメリカでは生産者サイドに立った緩やかな規制でよいとする。EU は安全性が科学的に明確でない時でも『予防原則』を基本に安全性を審査するのに対し、アメリカは科学的な根拠なく規制することに反対であり、新食品が最もよく似ている既存の食品と比べて『実質的同等性』があるかどうかに着目して安全性を審査している。

表示は消費者に対する情報の提供である。たとえ安全な食品でも消費者はそれがどのような食品なのか知る権利があるのではないか。ホルモン牛肉や遺伝子組換食品について食品としての流通を認めるかどうかという安全性の問題と消費者にそれが遺伝子組換食品かどうかを知らしめる表示の問題は切り離して理解すべきではないか。消費者は安全性の観点だけで食品を購入するのではない。地下水枯渇、土壌流亡等輸出国農業の持続可能性、種子、遺伝子の集中、農産物の長距離輸送の環境への影響等を心配する消費者は、手にした食品がどのようにして作られたのか、どこで生産されたのかに正当な関心をもつだろう。それは安全性とは関係ない。そのような情報を提供するのが表示である。アメリカ農業法による牛肉の原産地表示については安全性の問題すらない。皮肉にもサウス・ダコタ州出身の2人の上院議員は牛肉の原産地表示に関し表示は安全性の問題ではなく消費者に食品の情報を与えるためのものであると主張している。(2003年6月12日プレス・アンド・ダコタン紙)

4. アメリカのBSE発生と貿易問題

昨年末アメリカでBSEが発生して以来、我が国はアメリカからの牛肉輸入を禁止している。このため、牛丼が食べられないという問題が出ている。アメリカは輸入禁止を解除するよう要求しているが、日本政府は国内で行っていると同様全頭検査をアメリカが行わない限り輸入再開を認めないという立場をとっている。これに対し、アメリカは、BSEの原因である異常プリオンは月齢の少ない牛では少ないこと、現在のBSE検査の迅速診断方法では30ヶ月齢未満の牛について異常プリオンを検出しにくいこと、危険部位を除去すればよいこと、このため世界の国の多くは30ヶ月齢以上の牛についてのみ検査しており、日本が要求する全頭検査は多大なコストを招くとして、全頭検査をしなくても日本

がアメリカ産牛肉の輸入を認めるよう要求している。アメリカ国内では日本が全頭検査を要求するのであれば、日本向けのみ全頭検査を行えばよいのではないかという業者も出てきているが、アメリカ政府はこれを認めていない。

売り手であるアメリカは消費者である日本にアメリカの牛肉を買えといい、買わなければWTOに提訴し日本の輸入禁止を解除させると言っている。これを聞いてどこかおかしいと思わないだろうか。日本の消費者が全頭検査した肉を買いたいと言った時、アメリカはその必要がないと思っているので、30ヶ月齢以上の牛についてのみ検査したアメリカの牛肉を買うべきであると言っているのである。あなたが肉屋に行ってスライスした肉が欲しいと言った時、肉屋がブロック肉しか売らないので買わないあなたがおかしいというだろうか。

ここに世界の通商交渉の基本的な性格が現れている。貿易の利益は輸入・消費の利益であって輸出・生産の利益ではない。国際経済学を学んだ人であれば、より高い社会的無差別曲線、すなわちより高い消費の水準に到達できる政策がよい政策であると教わったはずである。クルーグマンから引用すると「もっと基本的な点として、輸出ではなく、輸入が貿易の目的であることを教えるべきである。国が貿易によって得るのは、求めるものを輸入する能力である。輸出はそれ自体が目的ではない。輸出の必要は国にとって負担である。輸入しようとする売り手に抜け目なく代金を要求されるので、輸出しないわけにはいかない。」(クルーグマン [1997]『良い経済学悪い経済学』147頁参照) しかしながら、この単純な論理が通商政策を担当する世界の交渉家には理解されない。輸出はいいことだというクラシックな重商主義の論理が世界の通商交渉を支配している。「各国がGATTで直接に得ることを目指したのは、関税率の引下げなどによる貿易相手国への自国企業の輸出機会の拡大であった。重商主義こそがGATT・WTO交渉の変わらぬ動機である。ただし、各国が交渉で得た利益はGATTの最恵国待遇原則によってすべての国に均等にもたらされ、結果的に国際経済の自由化が進展した。」(小寺東京大学教授1999年12月9日日本経済新聞)

消費者主権とか消費者は王様とかいう言葉があるが、世界の通商交渉を支配するのは売り手主権、買わない者がおかしいという論理である。これが今回のアメリカ産牛肉輸入問題の背景にある。通常の商売の論理からすれば、全頭検査が必要と買い手が言うのであればそれに従った牛肉を供給すべきであるというアメリカのある牛肉業者と同じ発想をするだろうが、通商政策を担当する世界、特にアメリカの交渉家は逆の発想をするのである。

さあ、あなたが農林水産省の交渉者だったらどうする。

アメリカからはWTO提訴をちらつかせられながら輸入解禁を求められる。しかし、国内の消費者は反対である。特に、国産牛肉について全頭検査を求めながら、輸入牛肉には求めないというのは筋が通らない。逆に輸入牛肉と同様国産牛肉についても全頭検査を求めないとすれば、国内の消費者は安全性基準を下げたとして猛反対するだろう。仮に、アメリカの主張するように全頭検査に科学的根拠がないとしても消費者は納得しない。右を

立てれば、左が立たずという状態である。

次に述べるのは、一つの対応である。

まず、アメリカに日本に輸出するもののみについて全頭検査を行うよう要求する。アメリカは拒否するだろう。アメリカ国内でも全頭検査の声が高まるかもしれない、その場合にはアメリカの肉牛業界は大変なコストを負担しなければならなくなるからである。アメリカも生産者重視の発想である。

では、次にあなたはどうするか。何もしないことがベストである。WTO提訴を脅されても、日本は買い手なのだ。買ってもらえなくて困るのは、アメリカであって、日本ではない。困ったアメリカはWTOに提訴するかどうかを決断しなければならない。アメリカの交渉者が思慮深い人物であれば、WTOに提訴することにより日本の消費者に反WTOの感情をまき起こすかもしれないと考え、躊躇するに違いない。WTO農業交渉にも影響しかねないからである。アメリカ政府は牛肉業界だけでなく、小麦業界等の反応も考える必要がある。また、WTO提訴により紛争処理が長引けば、その間にオーストラリア等他の輸出国が日本市場を奪い取ってしまうかもしれない。アメリカもよくやるように、日本はパネリストの選択等で紛争処理手続きの時間稼ぎをするかもしれない。しかし、彼が単細胞な人物であれば、何も考えず、WTOに提訴するだろう。

アメリカが提訴したとしよう。日本は勝てるだろうか。日本では21ヶ月齢の牛についてBSEを検出した例があること、フランス、ドイツでは24ヶ月齢以上の牛についての検査となっていることを主張するのだろうが、全頭検査をWTOが支持してくれるかどうかは厳しい。

しかし、勝てなくても良いのだ。負けた場合、日本の消費者に反WTOの感情が出てくるだろう。

また、日本の消費者は政府に輸入禁止に替わり消費者を保護するための別途の対策を要求するだろう。その対策とは何か。表示である。アメリカ産牛肉かそうでないかの表示、すなわち原産国表示をさせることにより、消費者が危ないと思う牛肉を買わないことができるようにすればよい。日本が牛肉のトレーサビリティに関する法律を成立させようとした際、野党が外国産牛肉にもこれを適用すべきであると主張したことに対し、アメリカは日本政府に圧力をかけてこれを潰している。今回も同じ反応をしてくるだろうが、2002年アメリカ自身が牛肉の原産地表示を要求する法律を成立させているのである。

これで、あなたは長い日米農産物交渉において初めてアメリカをギャフンと言わせた交渉者として永く記憶されることになるだろう。卓越した交渉力を評価され、農林水産行政のトップまで登りつめることも可能であろう。